

会社法改正に伴う会施規・会計規等の改正案、公表

—法務省

去る9月1日、法務省は、会社法の改正に伴う法務省関係法令および会社法施行規則等の改正案を公表した。

2019年12月11日に公布された改正会社法および同整備法の施行に伴い、会社法施行令、会社更生法施行令、会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正するものである。

会社法施行規則

主な改正点は次のとおり。

- ・「社外役員」、「社外取締役候補者」等の定義規定の改正
- ・株式交付により他の株式会社を子会社としようとする場合における子会社の範囲を定める規定の新設
- ・取締役等の報酬等として交付される株式および新株予約権等や、取締役の個人別の報酬等についての決定に関する方針に関する規定の新設
- ・株主総会参考書類に関して、役員等の選任に関する議案に関する規定の改正、社外取締役を置くことが相当でない理

変動額に関する規定を新設することとしている他、所要の整備を行う。

(2) 取締役等の報酬等として株式を交付する場合に関する規定の新設および整備

取締役または執行役の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行することができるとして定めていることから、その場合に増加する資本金の額等について定める。

(3) 株主総会資料の電子提供制度に関する規定の新設

株主総会資料の電子提供制度について、連結計算書類に係る監査報告または会計監査報告に記載され、または記録された事項に係る情報についての電子提供措置に関する規定を新設する。

会社計算規則

(1) 株式交付に関する規定の新設および整備
株式交付における株主資本等

適用関係

一部を除き、改正会社法の施行日（現時点では2021年3月1日予定）から施行する。
コメント期限は9月30日。

会計

収益認識基準の検針日基準による代替的な取扱い、検討へ

—ASBJ

去る8月28日、企業会計基準委員会では第440回企業会計基準

委員会を開催した。8月31日にASBJが公表した資料によ

財務省法人企業統計調査

—令和2年4～6月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。なお、平成20年度調査より、金融業、保険業を含めた調査を実施しています。以下は、令和2年9月1日に発表した令和2年4～6月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,562社 (18,793社)
回答率 69.4% (69.4%)
() 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに減収

売上高は、284兆6,769億円で、対前年同期増加率(以下、「増収率」という)は△17.7%となりました。業種別にみると、製造業は△20.0%、非製造業は△16.8%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに減益

経常利益は、12兆4,140億円で、増加率は△46.6%となりました。業種別にみると、製造業は△48.7%、非製造業は△45.5%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに減少

設備投資額は、9兆6,369億円で、増加率は△11.3%となりました。業種別にみると、製造業は△9.7%、非製造業は△12.1%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は8兆6,414億円で、増加率は△10.4%となりました。

前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	31.4-6	元-7-9	10-12	2.1-3	4-6	
売上高					(実額)	
全産業	0.4	△2.6	△6.4	△7.5	2,846,769	△17.7
製造業	△1.2	△1.5	△6.7	△5.5	783,383	△20.0
非製造業	1.0	△3.1	△6.3	△8.3	2,063,386	△16.8
経常利益					(実額)	
全産業	△12.0	△5.3	△4.6	△28.4	124,140	△46.6
製造業	△27.9	△15.1	△15.0	△25.3	38,741	△48.7
非製造業	△1.5	0.5	1.1	△29.6	85,399	△45.5
設備投資					(実額)	
全産業	1.9	7.1	△3.5	0.1	96,369	△11.3
製造業	(△1.7)	(7.7)	(△5.0)	(△1.4)	(86,414)	(△10.4)
非製造業	△6.9	6.4	△9.0	△5.3	32,635	△9.7
	(△7.7)	(6.7)	(△10.1)	(△7.2)	(29,593)	(△11.4)
非製造業	7.0	7.6	△0.1	2.9	63,734	△12.1
	(1.8)	(8.4)	(△1.7)	(1.6)	(56,821)	(△9.8)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和2年7～9月期の調査票の提出期限は令和2年11月10日、結果の公表は令和2年12月1日の予定です。

ると、主な審議内容は次のとおり。

取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱い

前回の親委員会（2020年9月10日号（No.1588））情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案の文案、および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」の改正文案等について審議が行われた。

おおむね方向性が定まったとして、次回以降公表議決したい旨が示された。

LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱

公開草案に寄せられた主なコメントについて、事務局から主に次のような対応案が示された。

(1) 適用範囲

デリバティブ契約の取引相手を中央清算機関に変更する場合は、本公開草案の対象とはならない例示である「取引相手の変更」には該当しないことを明確化する。

(2) 金利指標置換前の会計処理

その他有価証券（債券）を対象とした時価ヘッジを適用している場合、金利指標改革の影響を受けることが考えられるため、時価ヘッジの取扱いに関する記載を追加する。

(3) 注記

注記を求めているヘッジ会計の内容の用語（ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ取引の種類等）について明確化する。

＊

9月の最終化に向けて引き続き審議が行われる予定。

収益認識会計基準の適用上の課題に関する要望への対応

収益認識会計基準において、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者から提起された場合に、別途の対応を図ることの可否を委員会において判断することとされている。

今回、電気事業連合会から、検針日基準による収益認識を認める代替的な取扱いが要望されており、検討することが報告された。

ポジティブ・メンタルヘルス

向き合わないことの功罪

メンタルクリエイト
江口 毅

「不倫は幸福である、少なくとも利根的には」。これは、数千件の家族問題のカウンセリング経験を通して筆者の率直な思いです。それでは、なぜ人は倫理的でない行為とわかっているながら、それでも利根的幸福を求めてしまうのでしょうか。相談者に共通するのは、何かからの逃避として不倫を行っているということ。それは夫婦関係におけるストレスからの逃避かもしれない。

さらに踏み込んで考えると、夫婦関係や仕事そのもの、またはそこで感じる空虚感などに「向き合うこと」からの逃避だといえます。仕事や婚姻関係を維持することは困難の連続です。自分なりの頑張りや認めてもらえない悔しさを感ずるときもあれば、何をやってもうまくいかないときもあれば、劣等感や罪悪感を抱えるときもあれば、心ない言葉を浴びせ続けられるときもあれば、自分の気持ちを伝えられないもどかしさに苦しむときもあるでしょう。それらのもどかしさや不快感に向き合うことから逃避する一つの形態が不倫なのではないでしょうか。

不倫関係によって、励まされた

り、つらい気持ちが癒されたりすることもあるでしょう。しかし、配偶者がいる限り、それは決して本質的な解決とはいえません。もちろん生きていくうえで精神的に救われる場所を求めることは必要で、その面だけからみると不倫という行為は完全否定できるものではありません。ただ、問題の先送りにはすぎないのではないかと思っています。

さて、この「向き合う」ことからの逃避は、誰もが経験することです。毎度真剣に物事に向き合っていたら身が持ちませんし、過度にエネルギーを消耗してしまいます。よって、私たちは程度の差はあれ、向き合わないことでメンタルヘルスを良好に保っている面があります。しかし、ときには向き合わないことが多大な弊害を及ぼすこともあります。

たとえば、「こまごまの文面を読んだ」「不倫を幸福というなんて信じられない」「不倫を肯定するなんて許せない」と反射的に批判的な考えが浮かんだ方は、今ここで抱えている自身の感情に向き合うことを避けているといえるかもしれません。「もし配偶者に不倫されたらどうしよう」、「不倫されたらどうしよう」、「みんな秩序を守っ

ているのに、自分だけよい思いをしてる」「不安、戸惑い、妬みなどの感情と向き合おう」とから逃避して、盲目的に批判するだけでは、全体主義やパッシングだけの世界を生み出すことになるでしょう。「口ナ禍でいえば」「自粛警察がその代表例といえます。不安などの自身の感情を抱えきれず向き合えないことが、彼らを暴走させていると考えます。感染者に対する中傷も同じことがいえるでしょう。また、皆さんの組織でも、少なからず同じようなことが起きていてはいないでしょうか。悔しい、恥をかかされて情けない、つまらない、やりたくない、そういう気持ちに向き合うことなく、多数派の意見を笠に着た批判や攻撃、もっともらしい論理のすり替えなどが起きているのではないのでしょうか。

人間関係の問題や今この自身の感情に向き合うことから逃避することは、立派なストレスマネジメントです。しかし、自身の感情を抱えることなく、逃避ばかりして、それによって生まれる弊害まで目をつむってしまつと、私たちは取り返しのつかない過ちを犯してしまうのではないかと、昨今の風潮をみていて気がかりに思います。

金利指標改革フェーズ2による修正、公表 — IASB

去る8月27日、IASBは、

IFRS 9号「金融商品」、IAS 39号「金融商品・認識及び

測定」、IFRS 7号「金融商品・

開示」、IFRS 4号「保険契約」

およびIFRS 16号「リース」を修正する基準書「金利指標改革—フェーズ2」（以下、修正基準）を公表した。

金利指標改革の経緯

IASBは2018年から、金利指標改革による財務報告への影響について、フェーズを2つに分けて検討してきた。

最初のフェーズによる修正は2019年9月に公表され、金利指標改革の結果として生じる契約上のキャッシュ・フローと

ヘッジ関係の不確実性が存在する期間において、ヘッジ会計の一部について一時的な救済措置を置き、それに関連する開示を求めることにした。

今回のフェーズ2では、金利指標改革の結果として、契約上のキャッシュ・フローとヘッジ関係が変更された場合の財務諸表に対する影響に関する論点が

取り扱われている。

修正基準の主なポイントは、次のとおり。

条件変更

金利指標改革により求められる契約の条件変更については、金融商品の帳簿価額の認識を中

止または調整することなく、金利指標の変更を反映するように実効金利をアップデートする会計処理が可能になった。また、

IFRS 16号「リース」の借手において、金利指標改革によつて求められるリースの条件変更の会計処理に同様の実務上の便法が使われるように修正されている。

ヘッジ会計

ヘッジ会計の要件を満たすのであれば、金利指標の変更のみを原因としてヘッジ会計の中止をすることはない。したがって、金利指標改革により求められるヘッジ関係の指定の変更により生じる差額については、ヘッジの非有効部分として財務諸表に認識される。このように金利指標改革の実態を反映するため

に、ヘッジ関係の継続として処理されることになる。

開示

開示については、次のような内容が求められている。

- ・金利指標改革によつて生じる新たなリスクに関する情報
- ・代替金利指標への移行に関する管理方法
- ・金利指標改革の影響を受ける金利指標を参照し続ける非デ

国際会計

非財務情報に関する規則の改正、公表 — SEC

去る8月26日、SEC（米国証券取引委員会）は、特定の開示要求を近代化し、単純化するために、非財務情報を規定している規則S-Kの改正を公表した。

この修正は、公開企業などのSEC登録者の不必要な費用と負担を軽減し、開示を改善することを意図している。SECは、開示の重要性は企業により異なるので、より原則主義的なアプローチを要求している。

主な改正内容

主な改正は次のとおりである。

リバティブ金融資産・負債、デリバティブの金額を重要な金利指標ごとに分解して開示

- ・新たに識別されたリスクによりリスク管理戦略を変更した場合にはその変更の内容

適用関係

2021年1月1日以後開始する事業年度に適用され、早期適用が認められる。

進展のアップデートのみを登録者が提供することを認める。

(2) 101(c)項(事業の概況—セグメントを基礎にした記述) 改正点は次のとおり。

・現在の開示項目の例示リストが独占的なものではないことを示すことにより、原則主義のアプローチを明確にし、拡大する。

・登録者の事業の理解のために重要な範囲で「人的資源(human capital resources)」の記述を開示項目として含める。

(1) 101(a)項(事業の概況—過去5年間の事業の一般的な発展の記述) 改正点は次のとおり。

・登録者の事業の全般的な進展の理解のために重要な情報の開示を要求することにより、原則主義を拡大する。

・現在要求されていた5年間の期間の枠を重要性のフレームワークに置き換える

・最初の申請以後、直近の事業の完全な進展を説明した年度以降に発生した重要な進展に焦点を当てた事業の全般的な

(3) 103項(訴訟手続) 改正点は次のとおり。

・開示の重複を避けるために、文書の他の部分で開示されている訴訟手続へのハイパーリンクまたは相互参照により、要求される情報が提供されることを明示的に示している。

・環境関連罰金の開示基準額を10万ドルから30万ドルに引き上げる（合理的な場合には登録者に別の基準額の使用を認める）。

(4) 105項(リスク要因の開示)

改正点は次のとおり。

- ・リスク要因のセクションが15ページを超える場合には、2ページ以下でのリスク要因の開示のまとめを要求する。
- ・開示される要因を最も重大な (most significant) 要因から、重要な (material) 要因に変更して、原則主義を明確にする。

・リスク要因は、現行の副表題 (sub caption) に加え、関連する見出し (heading) を設定し記述する。一般的なリスク要因 (General Risk Factors) は、見出しを分けてリスク要因のセクションの最後に開示することを要求する。

適用関係

改正は、官報掲載日から30日後に有効となる。

税務

可部哲生・新長官インタビュー——国税庁

7月に国税庁長官に就任した可部哲生氏は、国税記者クラブとの会見に応じ、就任の抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

経済、社会のICT化、グローバル化や最近の新型コロナウイルス感染症への対応などで、税務を取り巻く環境は急速かつ大幅に変化している。そうしたなかで、納税者の皆様の利便性の向上や調査・徴収等の効率化と高度化が重要と考えている。

コロナ禍における税務行政の執行方針

基本的には、期限までの申告、あるいは納付が難しい場合は、



納税者の皆様方の状況などを配慮した取組みに努める方針で臨んでいる。具体的には、期限までに申告・納付等ができない理由がある場合、期限の延長について柔軟に対応している。

また、調査・徴収の実施に際しては、必要な感染症対策を確実に実行することとしている。確定

申告などは、接触を前提とするため感染症のリスクが伴う。その場合、e-TaxなどのICTを活用いただくことが感染防止対策になるため、この機会にさらに進めたい。

インボイス制度導入に向けた取組み

インボイス制度を解説した各種パンフレット、「Q&A」の作成・公表とあわせ、説明会の講師派遣なども実施したい。

CRSに基づく情報交換の現状

昨事務年度、国税庁はCRS情報について諸外国の税務当局と2回目の情報交換を行った。これらの情報や、各種調査、保有している資料情報とあわせて分析を行い、税務調査をすでに実施してきている。国際課税に関する各国との連携は、従来に比べ深度・件数ともに深まっている。引き続き、適正・公平な課税の実現に努めたい。

税務

東京国税局長インタビュー——東京国税局

美並義人東京国税局長は、新事務年度の開始にあたり、国税記者クラブとの会見に応じ、抱負等を語った。

新事務年度の開始にあたっての抱負

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、引き続き「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命のために、「納税者の利便性の向上」と「適正公平な賦課徴収」をしつかりやっていく。

東京国税局の重点施策

1点目は、調査事務である。課税上の問題が潜在する可能性

きたい。

3点目は、徴収事務である。最優先で納税の猶予等に関する相談や申請に迅速かつ適正に対応する。

4点目は、酒類関係である。酒類業の振興について、地理的表示制度の普及・拡大など積極的に役割を果たしていきたい。

コロナ禍における税務調査対応

基本的には納税者やその関係者との状況に即した適切な対応を心掛けたうえで、調査の必要度が特に高い事案を的確に見極めて実施する。

実地調査を行う際には、仮に調査への対応が困難であると認められる場合は、調査実施時期を後日改めて調整を行う。また、実地調査のほか、電話や書面などの対面によらない方法による行政指導などもあわせて実施していきたい。



(図表) e-Taxホームページ



この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年8月28日	DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブックver1.0	経済産業省	企業が企業ガバナンスとしてプライバシー問題に取り組むために、経営者が取り組むべき3要件、体制の構築などプライバシーガバナンスの重要項目等について取りまとめられたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828012/20200828012.html	—
2020年8月31日	「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」の改訂	ASBJ	連結納税制度の見直しへの対応に関して実務対応報告5号・同7号の改廃要否の公開草案の公表目標を2020年12月とすること、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の公開草案の公表目標を2020年9月とすること等が明記された。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	—

金融

アベノミクス見直しのタイミング

安倍晋三首相が辞意を表明し、9月14日投開票の自民党総裁選挙で決まる次期総裁を目指して菅官房長官、岸田政調会長、石破元幹事長の3氏が争うことになった。安倍首相は就任直後に経済政策（アベノミクス）を打ち出し、久しぶりに具体的なマクロ経済政策を自身の政策の中心に据えた首相といわれた。

しかし、「3本の矢」（金融政策・財政政策・成長戦略）のうち、マクロ経済政策にあたるのは、金融政策と財政政策であり、さらにアベノミクス独自の政策としては、金融政策のみとの指摘もある。その内容は、2%の物価安定目標の導入、マネタリーベースや長期国債などの買入資産の大幅な増加を通じて、質量ともにそれまでとは次元の異なる大幅な金融緩和と政策を日銀に実施させることだった。

その後、この政策はいくつかの追加・修正を経て、2%の物価安定目標はそのままに、イーールドカーブ・コントロール付きの量的・質的金融緩和となった。他方、この政策の懸念点もみえてきた。マイナス金利導

入による金融機関の収益圧迫、2020年3月末には44・2%まで拡大した日銀の国債保有比率が示す日銀による実質的な財政ファイナンス強化と、流動性低下や金利乱高下がもたらす市場の不安定化などである。

今回の自民党総裁選挙で有力視されている菅官房長官は、アベノミクスについて、プラス評価をしたうえで継承することを公言している。岸田、石破両氏

証券

ポスト・アベノミクスの時代へ

は、成長戦略が弱い、個人所得の伸び悩みなどのマイナス点を挙げながらも、金融政策については現在の政策をそのまま維持する考えのようだ。

しかし、そもそも2%の物価安定目標は達成することに意味があるのではなく、逆相関関係にある失業率を最大限抑制し、雇用拡大を図るためだ。懸念が大きくなれば、政策の再検討も必要となるだろう。トップの交代がそのきっかけになり得るとの見方もある。

の声も挙がっており、それを支持するといふ意見も少なくないとの見方もある。

アベノミクスの恩恵をおおいに受けてきたといわれる株式市場では、安倍首相辞任の情報が伝わり、日経平均は、一気に600円強、約2・6%値を下げた。しかし、1時間後の引けでは、326円安、約1・4%の下げで終え、4日後の取引日では下げを取り戻した。

株式市場にとって、辞任の影響は最小限にとどまったといえるが、その理由は海外株価の堅調にあるとの見方もある。アメリカを筆頭にEU、アジア各国の株価はコロナ禍による経済や産業への大打撃をよそに堅調に推移している。实体经济と株価の不均衡を懸念する声は世界中から起きているが、現実の株価は堅調である。その理由の1つとして、多くの国の政府・中央銀行による歴史上、例をみない大幅な金融緩和・財政出動政策の実施が指摘されている。

米大統領選挙が共和・民主両党の候補者決定で本格化している矢先に、安倍晋三首相が突然、辞任を表明した。7年8カ月という日本憲政史上、連続最長期間となった首相の座から降りることになった。

安倍氏は民主党から政権を奪取して組閣、アベノミクスなる経済政策を掲げ、2度目の政権運営をスタートさせた。アベノミクスはリフレ政策・プラス設備投資活性化策により、長く低迷

たといわれている。日本ではある政権が経済政策パッケージを掲げ、長期間そこから大きくぶれない、といったことは珍しい。もっとも、アベノミクスが長期間維持されたことは、その目標（デフレからの脱出、インフレ2%、実質経済成長率2%など）が達成されていないからと指摘もある。また、所得格差について、不満の声も聞かれる。

しかし、アベノミクスは雇用状況の改善、企業収益の改善、株価の上昇などを実現した、と

ポスト・アベノミクスの時代には、米大統領選挙の行方、各国の経済政策の展開などが注目されている。